

「中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更」 の運用に関する要領

1. 目的

本要領は、水戸市が発注する建設工事において、中東情勢の変化等による、ナフサを由来とする建設資材について、代替資材の調達や流通経路の見直し等、追加で必要となる内容を設計変更する運用をするに当たり、必要となる手続き、積算方法等を定めることを目的とする。

2. 調達検討資材

調達検討資材は、令和8年6月16日付国土交通省通知に定める供給の偏りや流通の目詰まりが発生しているナフサを由来とする建設資材とする。

水戸市が発注する建設工事においては、塗料(さび止め塗料、塗料用シンナー等を含む)、防水材(シーリングを含む)、断熱材(押出法ポリスチレンフォーム等)、硬質ポリ塩化ビニル管、ポリエチレン管、構造用合板などの資材が想定される。一般財団法人経済調査会や一般財団法人建設物価調査会等の機関により、中東情勢の影響を受け、供給面での懸念や価格上昇の動きが顕在化していると公表されている資材を対象とすることを基本とするが、建設資材の流通状況は日々変動するため、受注者から調達検討資材に関する追加等の協議の申出があった場合には、誠実に協議に応じることとする。

3. 別途調達経費

別途調達経費は、次の(1)、(2)の場合における調達変更により必要となる経費をいう。労務費、機械器具費、仮設材費は対象としない。材料費に連動する専門工事業者等の諸経費(営繕工事に限る)、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更は行わないものとする。

- (1) 調達検討資材の代替資材を調達した場合
- (2) 設計図書どおりの調達検討資材を調達するために、流通状況を踏まえた調達経費が別途必要となる場合(受注者が流通経路を見直して調達した場合も含む)

4. 手続き

- (1) 本運用の対象工事である旨を、特記仕様書により明示する。
なお、対象工事は予定価格200万円超の工事とする。
- (2) 工事発注時点で、調達検討資材を想定し、発注者は特記仕様書に対象となる調達検討資材を別記1の記載例を参考に明示する。既契約工事においては、受発注者間の協議の上、調達検討資材を設定する。
- (3) 代替資材の調達又は流通状況を踏まえた調達経費が別途必要となる調達をせざるを得ない場合には、受注者は、購入する前に「調達検討資材に関する協議書(様式1)」を監督員に提出し、協議する。調達検討資材を直ちに購入契約する必要がある等、迅速な対応が求められる場合には、口頭、ファクシミリ、電子メール等により協議することも可能とするが、事後、遅滞なく書面により協議するものとする。
- (4) 設計変更に際し、受注者は「調達検討資材に関する実施報告書(様式2)」、調達時期、購入数量、購入単価が記載された実際の取引伝票、請求書等(以下「証明書類」という)の資料を監督員に提出する。
- (5) 代替資材を調達する場合、受注者は、代替資材が設計図書で求める機能や品質等を満足し

ていることが確認できる資料(カタログ等)を監督員に提出する。

- (6) 設計変更にあたっては、特記仕様書に代替資材の規格・仕様の記載又は流通状況を踏まえた調達経費が別途必要となる調達をした旨を別記2の記載例を参考に記載する。なお、代替資材を調達する場合、発注者との協議など、通常的设计変更と同様の手続きが必要なことに留意すること。
- (7) 妥当性が確認された別途調達経費について契約変更の対象とする。受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、契約変更の対象としない。
- (8) 本運用による設計変更内容は、工事請負契約書第26条(スライド条項)の対象外とする。
- (9) 設計変更に伴って必要となる工期は、適切に変更を行うこと。
- (10) その他疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。

(別記1) 発注時の特記仕様書記載例

中東情勢の変化等による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更

- 1. 本工事は、ナフサを由来とする建設資材について、中東情勢の変化等により供給の偏りや流通の目詰まりにより、入手が困難となっている資材(以下、「調達検討資材」)について、調達変更により必要となる経費(以下、「別途調達経費」)について、設計変更により計上をする工事である。
- 2. 調達検討資材は塗料(さび止め塗料、塗装用シンナー等を含む)、防水材(シーリングを含む)、断熱材(押出法ポリスチレンフォーム等)、硬質ポリ塩化ビニル管、ポリエチレン管、構造用合板などの資材を想定している。なお、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。
- 3. 受注者は、次の①、②のとおり、調達検討資材について別途調達経費が必要となる場合には、事前に監督員に「調達検討資材に関する協議書(様式1)」を提出し、協議するものとする。
ただし、迅速な対応が求められる場合には、口頭、ファクシミリ、電子メールなどで協議することも可能とするが、事後、遅滞なく書面により協議するものとする。
 - ① 調達検討資材の代替資材を調達した場合
 - ② 設計図書通りの調達検討資材を調達するために、流通状況を踏まえた調達経費が別途必要となる場合(受注者が流通経路を見直して調達した場合も含む)
- 4. 設計変更に際し、受注者は、「調達検討資材に関する実施報告書(様式2)」、調達時期、購入数量、購入単価が記載された実際の取引伝票、請求書等(以下「証明書類」という)の資料を監督員に提出する。
- 5. 妥当性が確認された別途調達経費について設計変更の対象とする。受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。
- 6. 本運用による設計変更内容は、工事請負契約書第26条(スライド条項)の対象外とする。
- 7. 疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。

(別記2)設計変更時の特記仕様書記載例

中東情勢の変化等による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更 変更一式	
代替資材	資材名
流通状況を踏まえた調達経費が別途必要な資材	資材名

※代替資材を調達した場合は、特記仕様書に特記する。

5. 営繕工事における積算方法

(1) 予定価格内訳書の数量のうち、供給の偏りや流通の目詰まりが発生し、従前の流通経路により円滑な調達が困難となっている期間に該当する数量を、設計変更を行う対象数量とする。

(2) 設計変更にかかる材料単価は、受注者から提出された証明書類に記載された購入価格を使用する。

実際の購入価格が一般的な実勢価格と大きく乖離する場合は、必要に応じて追加資料を求め、その妥当性を確認する。妥当性が確認できない場合は、購入時期の物価資料に掲載されている価格を使用することができる。

(3) 別途調達経費の算出方法は、(2)で算出した材料単価と設計変更前の官積の材料単価の差額に(1)の対象数量を乗じ、さらに材料費に連動する専門工事業者等の諸経費（下請経費）を加算して求める。

設計変更前の官積の材料単価は、市場単価については市場単価方式へ移行する前の歩掛り等を参考に求める。単位施工単価は、ベース単価の材料費の割合を使用し、求める。

材料費を抽出して確認することが困難な材工一式の単価の場合は、材料費以外の価格の変更が含まれていない証明書類の提出を受注者に求め、それをもとに別途調達経費を計上することができる。

6. 土木工事における積算方法

(1) 設計変更は、精算変更時（指定部分が有る場合には、その指定部分の精算変更時）に行うことを基本とする。

(2) 設計変更を行う対象数量の考え方は以下のとおりとする。

ただし、既済部分について出来高部分払いを行っている場合は、当該既済部分払いの対象となった出来高部分に係る数量を除いた数量を設計数量とする。

証明された数量と対象数量の考え方

証明数量＜設計図書の数	→ 設計変更不可
設計図書の数≤証明数量≤設計数量	→ 設計変更可。対象数量は証明数量
設計数量＜証明数量	→ 設計変更可。対象数量は設計数量

注) 設計図書の数量：設計図書（数量総括表や図面等）に記載されている数量※

設計数量：設計図書の数量にロスを加えた数量（積算上の数量）

証明数量：受注者から証明された数量

※精算変更見込み数量を考慮すること

(3) 設計変更にかかる単価は、証明書類にて確認できた実際の購入単価とする。

実際の購入価格が一般的な実勢価格と大きく乖離する場合は、必要に応じて追加資料を求め、その妥当性を確認する。

妥当性が確認できない場合は、購入時期の物価資料に掲載されている価格を使用することができる。

(4)土木工事における別途調達費用は、直接工事費に計上するものとする。

材料費が個別に設定されている場合は、実際の購入価格に入れ替えて設計変更を行うこと。

土木工事標準単価など材料費が分離できない場合は、調達検討資材の当初入札時点での実勢価格と実際の購入価格の差分を計上して設計変更を行うこと。

7. 適用

本通知は、令和8年9月1日以降に公告する工事に適用する。

なお、令和8年8月31日以前に公告した工事については、受発注者間で協議が整ったものから適用する。

様式1

調達検討資材に関する協議書

令和 年 月 日

水戸市長 高橋 靖 様

(受注者)

住 所

商号又は名称

氏 名

下表の通り、調達検討資材について協議いたします。

種別	資材名	仕様・規格	対象数量	購入時期 (○年○月)	調達予定 価格	添付書類 番号

(注)

- 種別は、①又は②を記入する。
 - 調達検討資材の代替資材を調達する場合
 - 設計図書どおりの調達検討資材を調達するために、流通状況を踏まえた調達経費が別途必要となる場合(受注者が流通経路を見直して調達した場合も含む)
- 添付書類は、調達時期、購入数量及び購入単価が確認できる実際の見積書の写しを監督員に提出する。①の場合は、代替資材が設計図書で求める機能や品質等を満足していることが確認できる資料(カタログ等)を併せて監督員に提出する。
- 材料費を抽出して確認することが困難な場合は材工一式価格でもよいが、別途調達経費に該当しない費用(労務費、機械器具費及び仮設材費)の増加費用は含めないこと。

様式 2

調達検討資材に関する実施報告書

令和 年 月 日

水戸市長 高橋 靖 様

(受注者)

住 所

商号又は名称

氏 名

下表の通り、調達検討資材について報告いたします。

種別	資材名	仕様・規格	対象数量	購入時期 (○年○月)	購入価格	証明書類	証明書類 番号

(注)

- 種別は、①又は②を記入する。
 - 調達検討資材の代替資材を調達した場合
 - 設計図書どおりの調達検討資材を調達するために、流通状況を踏まえた調達経費が別途必要となった場合(受注者が流通経路を見直して調達した場合も含む)
- 証明書類は、調達時期、購入数量及び購入単価が確認できる実際の取引伝票、請求書等のうち、必要なものの写しを添付すること。
- 材料費を抽出して確認することが困難な場合は材工一式価格でもよいが、別途調達経費に該当しない費用(労務費、機械器具費及び仮設材費)の増加費用は含めないこと。